

議案第 5 号

岩見沢地区消防事務組合火災予防条例の一部改正について

今回の改正は、屋外等のテントやバレル（木樽）にサウナストーブを設置する、いわゆる「簡易サウナ」の設置事例が増加していることや、大規模地震時における電気火災対策の重要性が高まっていることを踏まえ、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日 自消甲予発第73号）の一部改正に関する事項（令和7年11月12日付 消防予第444号）の通知が発出されたことに伴い、岩見沢地区消防事務組合火災予防条例（昭和61年3月31日 条例第1号）の所要の規定の整備を図るものであります。